

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程の一部を改正する規程

旭川医科大学情報セキュリティ管理規程（平成24年旭医大達第38号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
(略)	(略)
<u>(副最高情報セキュリティ責任者)</u> <u>第4条 本学に、CISOを補佐し、CISOに事故があるときは、その職務を代行する副最高情報セキュリティ責任者（以下「副CISO」という。）を置き、情報基盤センター長をもって充てる。（新設）</u> <u>第5条～第8条（略）</u>	第4条～第7条（略） <u>（情報セキュリティ運営室）</u> 第8条 本学に、 <u>セキュリティポリシーの実行及び全学的な情報セキュリティに関する管理運営のために、情報セキュリティ運営室（以下「CSIRT」という。）を置く。</u>
(削除)	<u>2 CSIRTの組織及び運営については別に定める。</u>
(全構成員及び一般利用者の遵守事項)	(全構成員及び一般利用者の遵守事項)
第9条 (略)	第9条 (略)
(全構成員の意見)	(全構成員の意見)
第10条 全構成員は、セキュリティポリシーの遵守に関する意見をC	第10条 全構成員は、セキュリティポリシーの遵守に関する意見をC

ISOに申し出ることができる。この場合において、CISOは、収集した意見を情報基盤センター運営委員会及び旭川医科大学情報基盤センター規程（平成16年旭医大達第81号。）第6条に定めるCSIRTに報告するものとする。

（事故及び障害の報告）

第11条 全構成員及び一般利用者は、情報セキュリティに関する事故、情報システムの不審な動作、公開情報の改ざん、システム上の障害及び誤動作（以下「事故等」という。）を発見した場合には、直ちに部局情報システム管理者を通じてCSIRTに報告しなければならない。

2 CISOは、CSIRTに報告のあった事故等について、直ちに必要な措置を講じなければならない。また、重大な事故等の場合には、状況を情報基盤センター運営委員会に報告するものとする。

3 CISOは、必要に応じて、事故等の概要を全構成員に対し、速やかに通知するものとする。

4 CISOは、情報セキュリティ上の事故等に関する記録を一定期間保存し、必要に応じて情報基盤センター運営委員会に報告するものとする。

（略）

附 則

1 この規程は、令和8年12月1日から施行する。

2 旭川医科大学情報セキュリティ委員会規程（平成16年旭医大達第138号）及び旭川医科大学情報セキュリティ運営室規程（平成24年旭医大達第39号）は廃止する。

【改正理由】

本学の情報管理体制の強化を目的とした組織改組に伴い、所要の改正を行うものである。

ISOに申し出ることができる。この場合において、CISOは、収集した意見を情報セキュリティ委員会及びCSIRTに報告するものとする。

（事故及び障害の報告）

第11条 全構成員及び一般利用者は、情報セキュリティに関する事故、情報システムの不審な動作、公開情報の改ざん、システム上の障害及び誤動作（以下「事故等」という。）を発見した場合には、直ちに部局情報システム管理者を通じてCSIRTに報告しなければならない。

2 CISOは、CSIRTに報告のあった事故等について、直ちに必要な措置を講じなければならない。また、重大な事故等の場合には、状況を情報セキュリティ委員会に報告するものとする。

3 CISOは、必要に応じて、事故等の概要を全構成員に対し、速やかに通知するものとする。

4 CISOは、情報セキュリティ上の事故等に関する記録を一定期間保存し、必要に応じて情報セキュリティ委員会に報告するものとする。

（略）